

市指定ごみ袋等の新旧交換状況

平成 22 年 10 月 1 日のごみ処理手数料の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日以降は旧の市指定ごみ袋等の使用はできなくなりましたが、使用期限後も在庫をお持ちの市民への対応として、新しい市指定ごみ袋等への代金相当分の交換を行っています。4 月 1 日～6 月 30 日の交換状況を報告します。

◆旧市指定ごみ袋交換人数…2,293 人（重複者あり）

◆交換のため持ち込まれたごみ袋種類毎の状況…

可燃（大）42,921 枚、可燃（小）14,136 枚、不燃 13,982 枚

プラ（大）9,368 枚、プラ（小）6,761 枚、粗大ごみシール 1,581 枚

◆不要となった旧の市指定ごみ袋等の作成費用…総額 446,322 円

●なお、旧の市指定ごみ袋の代金相当分の交換は、12 月 28 日(金)までです。在庫をお持ちの人は早めの交換をお願いします。

交換場所…環境課および市民サービスセンター

交換時間…毎週月曜～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



◆環境課

☎ 587 - 6003

FAX 587 - 3834

「大切な資源を」を生かすために !!

各種ごみを排出する際、特に注意すべき事項（その 1）

・ 共通事項

- ①各種ごみの収集日の午前 8 時までに決められた集積所に排出してください。
- ②ごみ（資源ごみを除く）は、野洲市指定の袋・シールを使用し、必ず氏名を記入し排出してください。

・ 空きカン 金属類



- ①缶詰・菓子缶・ミルク缶・飲料用アルミ缶・スチール缶等の小型金属類は汚れを洗い流して、「青色の指定コンテナ」に排出してください。
- ②スプレー缶やカセットコンロ用ボンベは、中身を使い切り風通しの良い場所で穴を空けてから「赤色の指定コンテナ」に排出してください。※収集車両等の火災の原因になります。



・ 空きビン



- ①キャップを外し、容器内を洗浄し、「無色透明」「茶色」「その他」の色ごとに指定コンテナへ排出してください。
- ②金属製のキャップは「燃えないごみ」、プラスチック製のキャップは「プラスチック容器包装類」として排出してください。
- ③板ガラス、ガラス食器、耐熱ガラス、鏡、陶磁器類（茶碗、花瓶等）、電球、蛍光灯は「燃えないごみ」として排出してください。



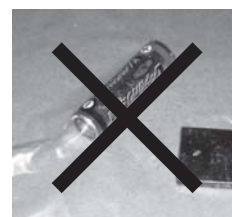
毎月第 4 土曜は 廃食油回収の日

9 月 22 日(土) 午前 10 時～正午

回収会場…市役所別館横電話ボックス付近

回収物…廃食油、牛乳パック、アルミ缶
問環境課☎ 587 - 6003、エコロジーマーケットやすの会・増村☎ 586 - 1441

《空きビンとして出された不適切な事例》



電球・陶器類は「燃えないゴミ」、乾電池は集積所の回収容器へ！

歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

(96)

歴史民俗博物館

☎587-4410、Fax587-4413

【休館日】 月曜日、9月18日(火)～21日(金) (館内燻蒸に伴う臨時休館) ※9月17日(祝)は開館
※市民は入館無料

◆夏期企画展・昭和の大発見 50年「大岩山銅鐸と近江」／9月2日(日)まで

◆市史・人権等学習会／9月15日(土)午後2時～4時 「中世の民衆と芸能」山路興造さん(芸能史研究会代表委員) ※当日受付・定員120人

◆第68回銅鐸研究会／9月23日(日)午後2時～4時 「銅鐸群と中期弥生社会」正岡大実さん(大阪府立弥生文化博物館) ※当日受付・定員120人

女性の実名記載

—女性史展示をふりかえって—

博物館では3年前に、夏期

テーマ展「女性史の発見—資料から見た女性とくらし—」を開催しましたが、覚えてい

らっしゃいますか。人口の半分を占めてきた女性に関わる

資料が意外に少なく、意識して取り上げる必要を感じたか

らです。考古資料、民俗資料、古文書などの歴史資料の三つ

の分野から構成した展示でしたが、その紹介した資料に

江戸時代の「宗門人別帳」があります。

しゅうもんべちやう

宗門改は江戸時代にキリ

シタンの信仰を禁止するた

めに設けられた制度で、個人ごとに信仰する宗派の寺

院の檀家であることを当該寺院に証明させ、キリシタ

ンの根絶を期したといわれて

います。その檀家であることを記した帳面が「宗門人別帳」で、「宗旨人別帳」

「宗門人別改帳」などとも呼ばれ、領主に提出すると

もに控や下調べ帳が村に残っていることが多くあり、戸籍

としての役割を果たしています。

写真は永原村の記録で、右の帳面には天保3(1832)年3月の「浄土真宗下帳」の

表題があり、左の帳面は安政6(1859)年3月の浄土

真宗にかかるもので、「近江国野洲郡永原村宗門人別御改帳」の表題があります。

ともに浄土真宗の寺院の記録で、寺院の所在地、宗派、寺院名、旦那(檀家)である

ことの寺院の確認印、氏名、年齢が戸別に記されています。

左右の帳面の記載内容を見ると、大きな違いがあることに気付きます。

天保3年の帳面では、戸主の妻の名前が

「女房」とのみ記され、実名が記されていない

ことです。娘の名前は実名が記されているのに不思議に思われ

れます。女性が筆頭人の場合も、「〇〇後

家」と記し、実名は記されていません。同

様に弟の妻の場合も「女房」としています。

また、母親の場合も「母」と記し実名は記

されていません。

ところが、左の安政



6年の帳面では「女房」や「後家」「母」とされた部分なども実名が記されています。永

原村のこの二冊の帳面から、19世紀前半の天保期の帳面では結婚した女性の実名が記さ

れなかったのに対し、19世紀後半の安政6年の帳面では、

全ての女性が実名で記されるように大きく変化したことが

知られます。この変化が何によるのか、永原村だけのこ

なのか検討が必要です。

結婚した女性の実名が記されていなかったことは、「婚姻」が大きな意味を持ち、夫

との関係で把握されたといえます。しかし、戸別人身把握(支配)のためには、実名が

記される必要があったように思われます。明治の戸籍では

もちろん実名で把握され、今日に引き継がれています。

しかし、村の実生活の中で結婚すると実名で呼ばれなくなることは不自然に思われます。

それにしても、女性に関わる資料が少ない中、幕末期の結婚女性の実名記載への変化の意味を考えてみる必要があるように思われます。

との関係で把握されたといえます。しかし、戸別人身把握(支配)のためには、実名が記される必要があったように思われます。明治の戸籍ではもちろん実名で把握され、今日に引き継がれています。しかし、村の実生活の中で結婚すると実名で呼ばれなくなることは不自然に思われます。それにしても、女性に関わる資料が少ない中、幕末期の結婚女性の実名記載への変化の意味を考えてみる必要があるように思われます。

(技能指導員 古川与志継)

(写真右 天保3年の帳面)

右同村

一、浄土真宗西遊寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

同寺旦那

茂兵衛

年四拾七才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房

年四拾八才

女房